

各管区警察局情報通信部長
各警察情報通信部長
各府県(方面)情報通信部長
警察大学校警察情報通信研究センター所長
警察大学校附属警察情報通信学校長

原議保存期間5年
(平成34年3月31日まで)

警察庁丁通施発第96号、丁地発第127号
丁交指発第71号、丁規発第64号
丁備発第260号

日長長長長長長長
課導規制警備局通局通局通局通局通局通局通局
課課課課課課課課
施設課課課課課課課課
通信局局局局局局局
情報通信局局局局局局局
警察廳廳廳廳廳廳廳

電波法の一部改正に伴う都道府県警察整備による各種無線機器への対応について (通知)

平成17年の電波法無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部改正に伴う国費整備による各種無線機器への対応については、「電波法の一部改正に伴う国費整備による各種無線機器への対応について」（平成28年6月29日付け警察庁丁通施発第95号他。以下「国費整備の無線機器に関する対応通知」という。）により通知しているところであるが、補助金を含めた都道府県警察整備による無線機器への対応については、下記のとおりとするので、計画的に対応されたい。

なお、該当する無線機器のない所属は、参考とされたい。

記

1 補助金を含めた都道府県警察整備の無線機器に関する対応

都道府県警察においては、新スプリアス規定を満足しない無線機器の保有状況及び性能等を調査の上、当該無線機器による平成34年12月以降の継続又は廃止等の運用方針を検討し、継続して使用する場合には機器の更新に併せた買い換え、送信機と空中線との間へのフィルタの挿入、無線機器の実力値の測定又は製造業者等が測定したデータの活用等の対応が必要であることから、適切な措置を講じること。

なお、免許を要しない無線局に使用されている無線機器であっても、当該無線機器に付与された技術基準適合証明等が新スプリアス規定に対応していない場合は、平成34年12月以降は使用できなくなるため、製造業者等の対応を確認すること。

2 情報通信部との情報共有

新スプリアス規定に対応する方法により、総合通信局に対して行うべき手續が異なることから、対応に当たり、各警察情報通信部又は各府県（方面）情報通信部通信施設課との情報共有を図ること。

3 参考資料の活用

- 新スプリアス規定の概要及び対応の詳細については、国費整備の無線機器に関する対応通知の別紙並びに別添1の総務省発行のパンフレット及び別添2の補足資料を参考すること。

4 問合せ先

新スプリアス規定への対応に関する質問等は、各警察情報通信部又は各府県（方面）情報通信部通信施設課に問い合わせること。

本件担当
警察庁情報通信局通信施設課電波技術係

原議保存期間 5年
(平成34年3月31日まで)

警察庁丁通施発第95号、丁地発第126号
丁交企発第151号、丁備発第259号
平成28年6月29日
警察庁情報通信局通信施設課長
警察庁生活安全局地域課長
警察庁交通局企画課長
警察察察厅警備局警備課長

（参考送付用） 警察大学校教務部長
警察大学校警察情報通信研究センター所長
警察大学校附属警察情報通信学校長
警察宮警本部副長

四

電波法の一部改正に伴う国費整備による各種無線機器への対応について（通知）
警察で使用する免許を要する各種無線機器は、電波法令に適合した無線設備により総務大臣の免許を取得し各種警察活動で運用されているところであるが、平成17年の電波法無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部改正により新たなスプリアス発射（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波）の強度の許容値（以下「新スプリアス規定」という。）が定められたことから、当該規定を満足しない無線機器は、同規則で定める経過措置後の平成34年12月以降使用できず、そのまま使用すると電波法違反になる可能性がある。

そのため、新スプリアス規定を満足しない無線機器は、機器の更新に併せた買い換え、送信機と空中線との間へのフィルタの挿入等の対応が必要となる。また、新スプリアス規定を満足するか不明な無線機器については、無線機器の実力値の測定又は製造業者等が測定したデータの活用により当該規定に適合するか確認する必要がある。

国費整備による無線機器への対応については、下記のとおりとするので、計画的に実施されたい。

なお、該当する無線機器のない都道府県警察の所属は、参考とされたい。

記

- 1 国費整備の無線機器に関する対応（地方費で維持管理等を行っているものを含む）
新スプリアス規定に対応するために現時点で必要な作業を別紙「国費整備による各種無線機器の新スプリアス規定への対応作業」のとおり示すので、各対応所属は、これに沿って作業を実施すること。
 - 2 情報通信部との情報共有
新スプリアス規定に対応する方法により、総合通信局に対して行うべき手続が異なることから、対応に当たり、各警察情報通信部又は各府県（方面）情報通信部通信施設課との情報共有を図ること。各情報通信部通信施設課は、対応所属から手続の依頼があった場合は、適正に実施すること。
 - 3 参考資料の活用
新スプリアス規定の概要及び対応の詳細については、別添1の総務省発行のパンフレット及び別添2の補足資料を参考すること。
 - 4 問合せ先
新スプリアス規定への対応に関する質問等は、各警察情報通信部又は各府県（方面）情報通信部通信施設課に問い合わせること。
その際、各情報通信部は、必要な助言を行う等、技術的支援を行われたい。

本件担当
警察庁情報通信局通信施設課電波技術係

国費整備による各種無線機器の新スプリアス規定への対応作業

国費整備による各種無線機器の新スプリアス規定への対応に関して必要な作業は、下表のとおりである。

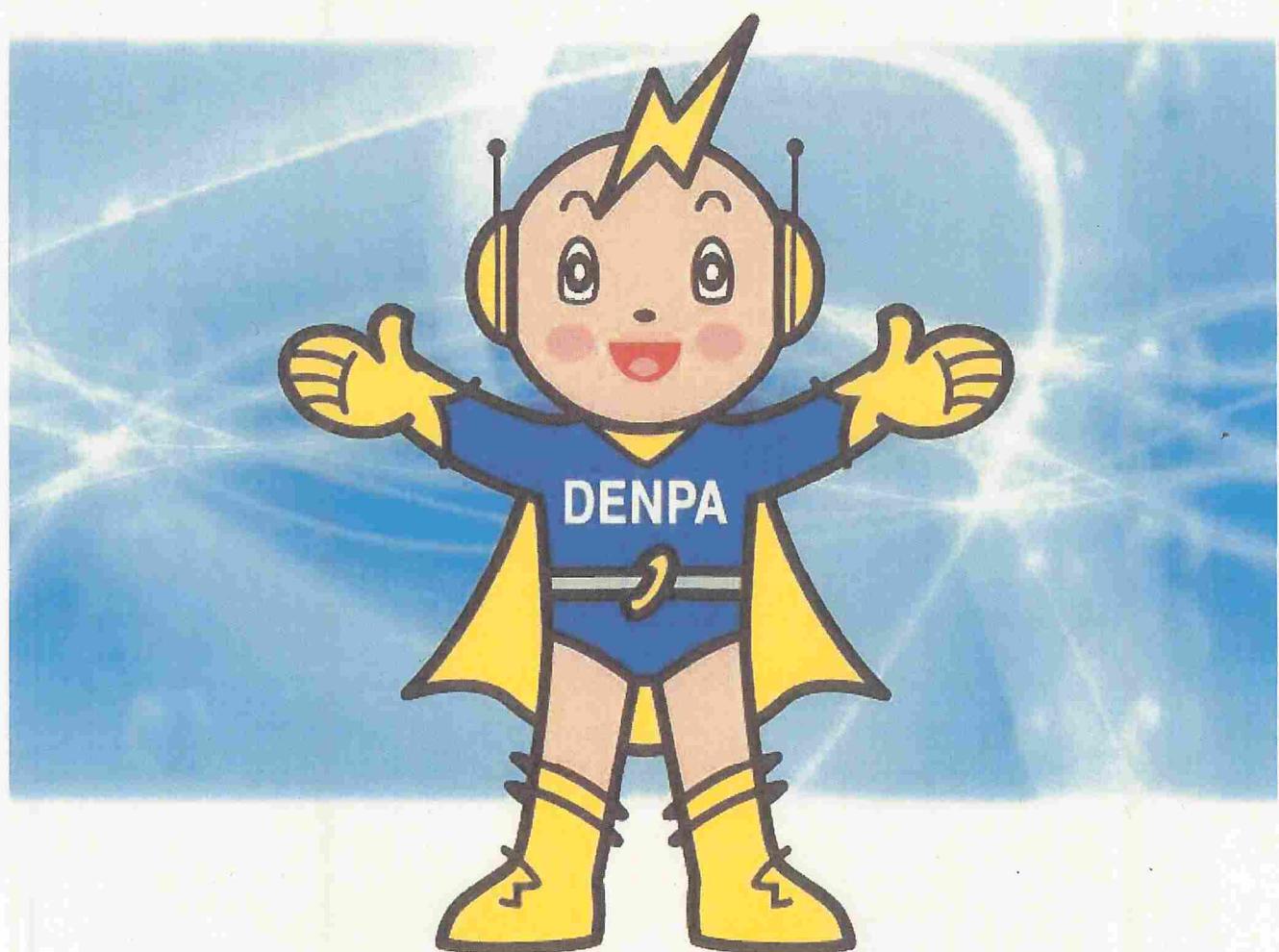
なお、地球局、署活系（PSW形移動通信システム）、私服活動（特殊）用無線機器、トンネル対策用無線機器、高度道路交通システム用無線機器、カーロケータシステム、15GHz帯テレビ用無線機器、公共ブロードバンド用無線機器、18GHz帯データ通信用（FWA）無線機器、携帯電話抑止装置、携帯電話解析補助装置及びSS形無線伝送装置 [] については、新スプリアス規定に対応済みのため、新たな対応は不要である。

主管所属	区分	現状及び対応作業	対応所属
情報通信局 通信施設課	多重固定	<ul style="list-style-type: none"> ・現行無線機器の規定の新旧は確認済み。 ・旧規定の無線機器については、実力値の測定が必要な場合は別途指示する。 	各情報通信部
同上	W I D E	<ul style="list-style-type: none"> ・IPRへ移行予定。 ・現行無線機器の規定は全て旧規定。 ・移行時期はIPRの全国整備が完了するまでの間に、警察庁において状況を踏まえて判断する。 	現時点ではなし
同上	リンク用	<ul style="list-style-type: none"> ・現行無線機器の規定の新旧は確認済み。 ・旧規定の無線機器については、実力値の測定が必要な場合は別途指示する。 	各情報通信部
同上	車載通信系 A P R形警察 移動通信システム	<ul style="list-style-type: none"> ・IPRへ移行予定。 ・旧規定の無線機器については、保守点検、定期点検及び無線局定期検査の機会を捉え、実力値を測定し把握しておくこと。 	同上
長官官房 人事課（教養）及び 情報通信局 通信施設課	携帯通信系 (学校教養用を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規定を満たすUW-301に更新中であり引き続きUW-201からの移行を進める。 ・学校教養用の旧規定のUW-201は、新規定を満たすUW-201又はUW-301に移行すること（別途指示があるまで具体的対応は不要）。 ・UW-301/305の整備により使用しなくなる新規定のUW-201/205は、転用の指示があるまで良好な状態で保管すること。 ・使用しなくなる旧規定のUW-201/205は処分とする予定（別途指示があるまで具体的対応は不要）。 	同上
生活安全局 地域課及び 情報通信局 通信施設課	鉄道警察隊用	<ul style="list-style-type: none"> ・現行無線機器の規定の新旧は確認済み。 ・旧規定の無線機器については、指示があるまで実力値の測定は不要であるが、保守点検、定期点検及び無線局定期検査の機会を捉え、実力値の測定方法を確認しておくこと。 	各情報通信部
交通局 交通企画課	交通業務用 (高度道路交通システム用を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・旧規定の無線機器については、機器の更新に併せた買い換え、又は廃止。 	各交通部

長官官房 会計課装備室	船舶関係 (車載通信系 及び携帯通信 系等を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 現行無線機器の規定の新旧を確認すること。 旧規定の無線機器については、原則、別添2の「4 新スプリアス規定への対応のための検討フロー例」に沿って対応することとするが、旧規定の製品の測定データが新規定を満たすかどうかの確認については、基本的に製造業者が取りまとめて総務省に届出を行っているため、総務省HP等で確認できることに留意すること。 対応に必要な予算は地方費で措置すること。 	該当する無線機器の管理を 担務している都道府県警察 の所属
同上	航空関係 (機上) (車載通信 系、携帯通信 系及びヘリテ レ等を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 新スプリアス規定が適用されないため、対応不要。 	なし
情報通信局 通信施設課	航空関係 (地上) (車載通信 系、携帯通信 系及びヘリテ レ等を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 対応所属において規定の新旧を確認するとともに、当該無線機器の利用状況を踏まえ、対応策を検討すること。 	各情報通信部
同上	各種テレビ (テレビ連絡 用を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 36GHz帯の現行機器（アナログ）は、旧規定である。警察庁において以後の取扱いを検討する。 	現時点では なし
同上	テレビ連絡用	<ul style="list-style-type: none"> IPRへ移行予定。 旧規定の無線機器については、指示があるまで実力値の測定は不要であるが、保守点検、定期点検及び無線局定期検査の機会を捉え、実力値の測定方法を確認しておくこと。 	各情報通信部
同上	防災相互通信 用	<ul style="list-style-type: none"> 市販の無線機器を使用しているため、警察庁において製造業者に規定の新旧を確認する。 	現時点では なし
同上	治安維持対策 用	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度末を目処に、旧規定のUW-110から新規定を満たすUW-205へ移行する（別途指示があるまで具体的な対応は不要）。 	各情報通信部
警備局警備課 災害対策室	生存者探索用	<ul style="list-style-type: none"> 旧規定の無線機器（T-LD1及びSIRIUS等）については更新に併せた買い換え、又は廃棄（別途指示があるまで具体的な対応は不要）。 	生存者探索用 の無線機器の 整備を担務し ている都道府 県警察の所属

警備局 警備課	緊急通報用 (注)国費整備ではないが、本庁で対応方針を示す無線機器として記載した。	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者から配布された無線機を使用しているため、警察庁から原子力規制庁に対して、関係事業者における適切な対応につき指導するよう要請する。 あわせて、関係道県警察から関係事業者に対応を確認すること。 	緊急通報用の無線機器の配置を担当している都道府県警察の所属
情報通信局 通信施設課	免許を要しない無線局の無線機器	<ul style="list-style-type: none"> 25GHz帯小電力データ通信用について は、現行無線機器に付与された技術基準適合証明等の規定の新旧を警察庁において確認する（別途指示があるまで具体的対応は不要）。 上記以外に旧規定の技術基準適合証明等を付与された無線機器がある場合は、警察庁に報告し、対応について協議すること。 	各情報通信部

無線機器のスプリアス規格 の変更に伴い規格にあった 無線機器の運用が必要です



1 背景

世界無線通信会議(WRC)において、無線通信規則(RR:Radio Regulations)のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正されました。これを受け、総務省では、平成17年12月1日に無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正しました。

また、今回総務省では、無線機器の買い換え以外の具体的な対応として、「フィルタを挿入する場合の対応」、「実力値の測定」及び「製造業者等が測定したデータの活用」による手続を明確化しました。



2 経過措置

①免許・登録手続

平成17年12月1日(施行日)

平成29年11月30日

平成34年11月30日

平成19年11月30日（無線設備規則第48条に規定するレーダーは平成24年11月30日）までに製造された無線機器については、平成29年11月30日（携帯電話は平成22年11月30日）まで旧規則に基づく免許等若しくは予備免許又は無線設備の工事設計の変更を行うことが可能です。

旧規則に基づく無線機器で免許（登録）を受けている場合は、平成34年11月30日^{※1}まで旧規則の無線設備の条件の運用が可能です。

※1 平成19年11月30日までに製造された携帯電話については平成27年11月30日まで。

②技術基準適合証明・工事設計認証及び型式検定合格機器の効力

旧規則に基づく検定の合格の効力は、平成29年11月30日までが有効です^{※2}。

旧規則に基づく技術基準適合証明等は、平成34年11月30日^{※1}まで有効です。

※2 ただし、平成29年11月30日より前に設置された機器は、その機器の設置が継続する限り、検定の合格の効力が有効です。



3 新スプリアス規格への対応に関する具体的な手続

1 機器の更新に併せた買い換え



手続

免許人が変更申請又は
変更届を総合通信局に提出

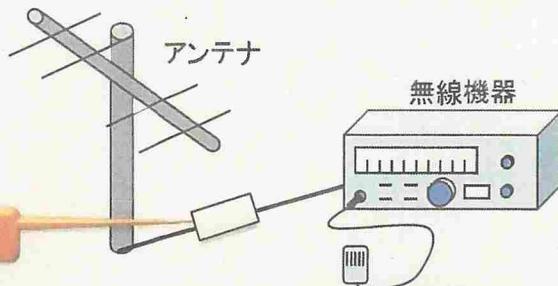
変更検査が必要な場合もあります。

総合通信局で許可又は受理

現在お使いの無線機器を更新される際には、新スプリアス規格に適合した無線機器の使用をお願いいたします。手続としては、総合通信局に変更申請又は変更届のご提出が必要です。なお、無線機器によっては、変更許可が必要となる場合もあります。

2 送信機出力端子と空中線との間にフィルタを挿入

※ 測定器は較正されてから1年以内のものに限ります。



手 続



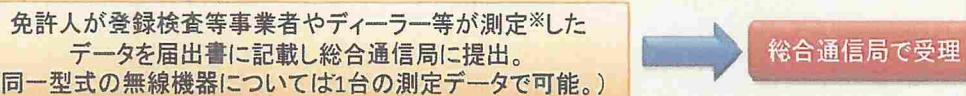
現在お使いの無線機器の出力端子にフィルタを挿入し、新スプリアス規格に適合させることで、継続してご使用いただけます。手続としては、総合通信局にご提出いただいた変更申請の許可後、その無線機器のスプリアスを測定※し、工事完了届にスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書を添えてご提出いただきます。

3 実力値の測定

※1 測定器は較正されてから1年以内のものに限ります。

※2 同一型式の場合は製造年月が最も古いもの又は使用期間が最も長いものの測定が必要です。

手 続



現在ご使用の無線機器のスプリアスを測定※し、新スプリアス規格に適合することが確認された無線機器は継続してご使用いただけます。この場合、測定器は較正後1年以内のものに限られます。（フィルタを挿入した場合の測定においても同様です）手續は、スプリアスの測定データ等を届出書に記載の上、総合通信局へご提出いただくことで完了となります。

4 製造業者等が測定したデータの活用



スプリアス測定データの提出

※ 測定器は較正されてから1年以内のものに限ります。



総務省
本省

HP公表

総合通信局等

窓口

免許人

手 続

免許人が総務省HPのリストを確認の上、届出書を総合通信局に提出（測定データは提出不要）

総合通信局で受理

製造業者又は製造事業者を構成員とする団体の測定※データにより新スプリアス規格に適合することが確認された無線機器は、総務省HPにおいて公表します。公表された無線機器は、スプリアスの測定が不要となります。手續は、届出書の(1)対象局の欄のみ記載いただき、総合通信局へご提出いただくことで完了となります。

これらのほか、アマチュア局については、保証の手續を活用することも可能です。

4 スピアス発射及び不要発射の強度確認届出書

付録
スピアス発射及び不要発射の強度確認届出書 【記入例】

平成27年10月20日
総合通信局長 様
免許人名 □□株式会社

無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、
ア スピアス発射及び不要発射の強度を測定した。
イ 無線設備の製造業者等においてスピアス発射及び不要発射の強度を測定したものと同一型式のものである
ので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届けます。(ア又はイのいずれかに○)
記

(1) 対象局

無線局の種別	免許番号	識別信号	装置番号	製造者名	型式又は名前	検査番号	技術基準適合証明番号	製造番号	製造年月
1 地域局	協基第9140号	そうむかみ	第1美置	××㈱	TS109A		02KN9999	R47822	1997年5月
2									

周波数等
周波数 電力(dBm) 電波の型式 占有帯域
169.050MHz 40dBm F3E

一つの無線局で複数の装置や周波数がある場合は、複数行に分けて記載。

(2) 使用測定器及び測定者(イの場合はあっては記載不要。)

測定器名	製造者名	型式	製造番号	較正年月	較正機関名	備考	測定者	連絡先	備考
スペクトロメータ	○○㈱	FST4000	500859	2014年3月	国電研		△△㈱	02-xxxx xxxx	

(3) 測定結果(イの場合はあっては記載不要。)

測定地域におけるスピアス発射の強度	スピアス発射における不要発射の強度	測定周波数	基準値	測定日	備考
1 159.10727MHz 40 dBm	48.9 dBm	1.15149GHz	-40 dBm	-24.70 dBm	2014年8月

* (1) の行番号と対応させること。



届出書は総務省電波利用ホームページからダウンロードできます
<http://www.tele.soumu.go.jp/>

5 より詳しく知りたい人のために・・・

総務省 電波利用ホームページ

「無線設備のスピアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正について」
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/>

お使いの無線設備が技術基準適合証明等を取得している場合は、以下のホームページからスピアス基準が新規規定か旧規規定かを検索できます。

<http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=jsp01>

6 ご不明な点はお近くの総合通信局へ

お使いの無線局免許の担当窓口がご不明な場合は、以下までご相談ください。
(携帯電話に関しては、契約している携帯電話事業者にご相談下さい。)



局名	管轄	電話番号
北海道総合通信局	北海道	011-709-2311 (内線4624)
東北総合通信局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-0658
関東総合通信局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	03-6238-1735
信越総合通信局	新潟県、長野県	026-234-9961
北陸総合通信局	富山県、石川県、福井県	076-233-4471
東海総合通信局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	052-971-9120
近畿総合通信局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6942-8581
中国総合通信局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-222-3314
四国総合通信局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	089-936-5020
九州総合通信局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	096-326-7819
沖縄総合通信事務所	沖縄県	098-865-2315

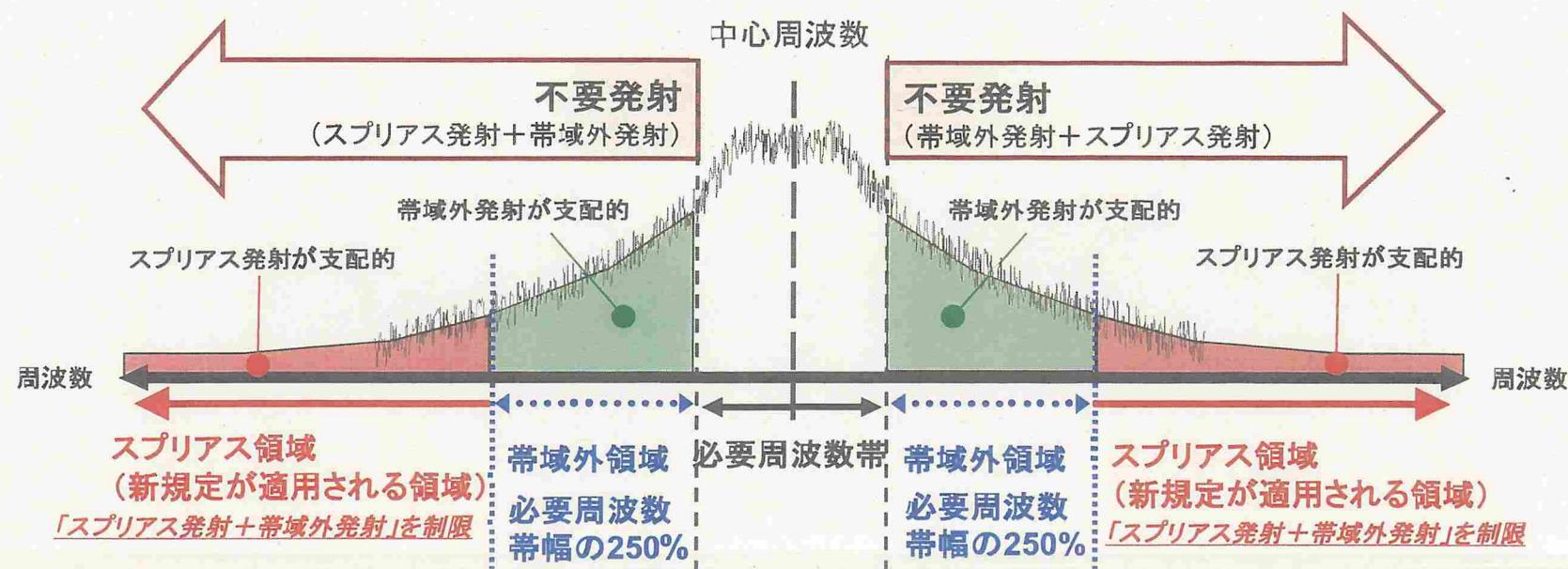
(平成27年11月)

新スプリアス規定への対応に関する 補足資料

平成28年6月29日

1 スピアス規定の改正の概要

- ✓ 平成17年12月1日に無線設備規則(同規則別表第3号)が改正。新たなスピアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値(以下「新スピアス規定」という。)が定められた。
- ✓ 当該規定を満足しない無線機器(3項に主なものを記載)は、無線設備規則で定める経過措置の期限である平成34年11月30日を過ぎると使用できなくなる。



※帯域外発射:変調の過程において必要周波数帯の外に生じる不要な電波(スピアス発射を除く)。

2 新スプリアス規定への移行に関する経過措置

平成17年
12月1日(施行日)

旧規定で
免許を受けていれば
使用可能
(新規・変更も可能)

平成29年
11月30日

旧規定で免許を
受けていれば
使用可能
(新規・変更は不可^(注))

平成34年
11月30日

新規定を
満足しな
ければ
使用不可

(注)電波の質に関係しない識別信号や常置場所の変更は可能。
再免許、定期検査も受け付ける。

(新規定が適用されない無線機器)

✓ 型式検定合格機器

平成29年11月30日より前に設置された機器は、旧規
定に基づくものでも、設置が続く限り、使用できる。

✓ 航空機局用(機上搭載用)無線機器
旧規定に基づくものでも使用できる。

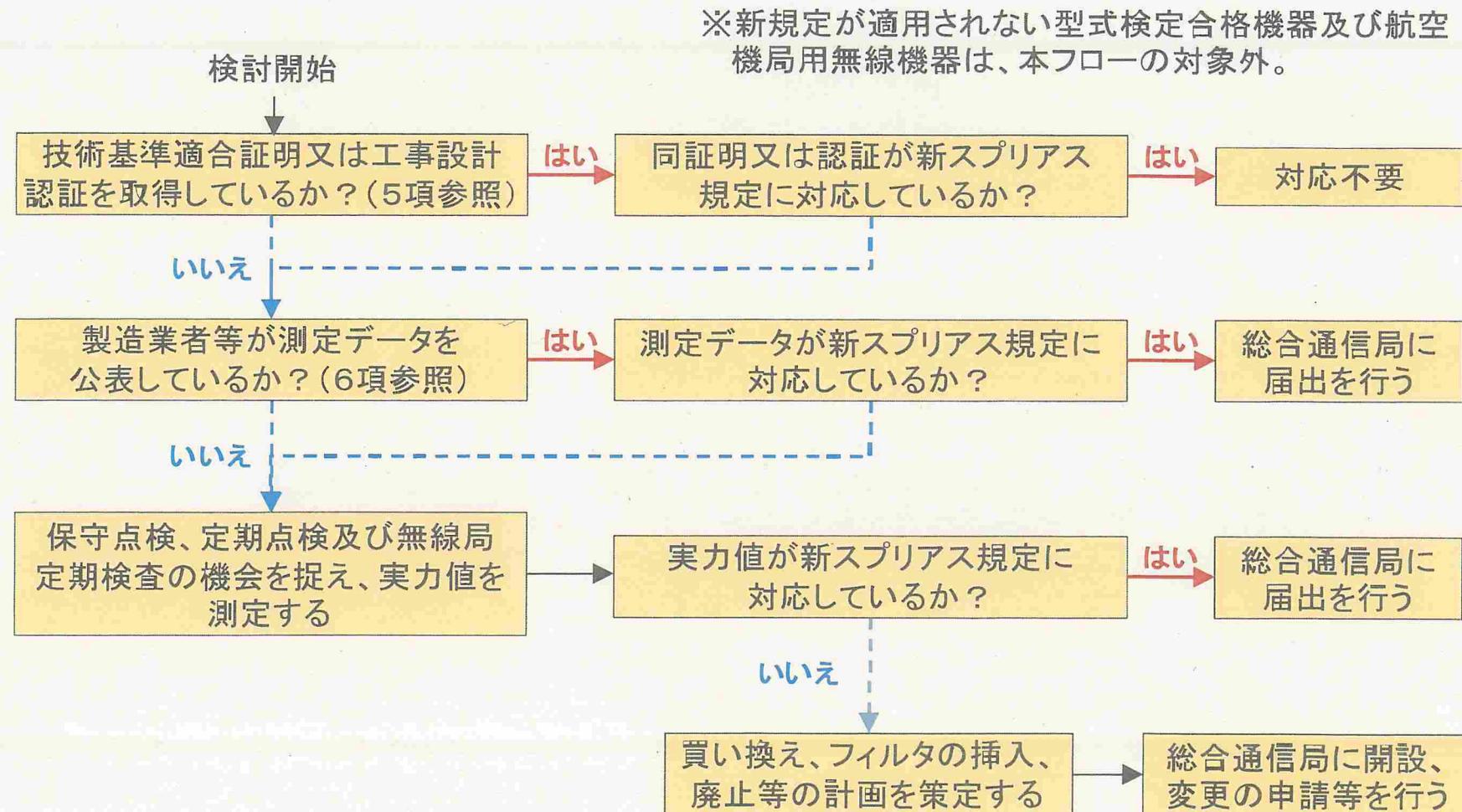
7項に具体的な
無線機器を記載

3 旧スプリアス規定の主な無線機器

区分	旧スプリアス規定の主な無線機器
多重固定	PCM-26M, 52M, 104M 等
リンク用(APR・WIDE)	PCM-3M, 26M, 400L 等
車載通信系APR	APR-1TR, 2TR, ML1, WT1, AU1, HE1, TRA, TRB
WIDE	WD-1形移動, WD-1形携帯, WD-2形携帯, WD-1形基地局用A/B/C無線装置, WD-1形分散基地局A無線装置, WD-1形地下街用無線装置A/B
携帯通信系	UW-201, UW-205
鉄道警察隊用	SW-201, SW-101/5基地局装置, SW-101/5分散基地局装置
トンネル対策用	TW-201
交通業務	取締用レーダー ES-xx, EY-xx, JMA-xx, NTG-xx, RS-xx, VT-xx 等 レーダー連絡用 EK-xx, ES-xx, JHM-xx, MT-xx, NTF-xx 等 R形感知器 [REDACTED] 3P5JS-xx, EA-xx, MVD-xx, RDT-xx, VR-xx, VT-xx 等 交通信号制御用 AF-M301P 等 路側通信用 SS形無線伝送装置(ただし [REDACTED] は新スプリアス規定に対応)
船舶関係	IC-M501J, JHS-25 等
テレビ関係	各種テレビ PF-xx, TR-xx, TVL-xx 等 テレビ連絡用 SW-101, SW-201, SW-101/5基地局装置, SW-101/5分散基地局装置 等
防災・治安維持等	防災相互通信用 IC-xx, EK-xx 等 治安維持対策用 UW-110 生存者探索用 T-LD1, SIRIUS 緊急通報用 EUM-xx, ELM-xx, EF-xx 等 その他 FA-1, GPS-xx, NAG-210U 等

4 新スプリアス規定への対応のための検討フロー例

- ✓ 以下のフローは一例であり、各所属の状況を踏まえて、異なる検討手順を取ることができる。



5 技術基準適合証明番号及び工事設計認証番号 に基づく確認結果【国費整備分】

- ✓ 技術基準適合証明が新スプリアス規定に対応しているかどうかは、総務省の電波利用ホームページで確認できる。
<http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>
- ✓ 工事設計認証の新スプリアス規定への対応状況は、下表のとおり。なお、工事設計認証に基づき製造されたある無線機器の実力値が新スプリアス規定に適合する場合、同一工事設計認証に基づきその無線機器より後に製造された無線機器は、全て新スプリアス規定に適合するとみなすことができる。

無線機器	型式又は名称	工事設計認証番号	認証年月日	新スプリアス規定
APR-AU1	APR-AU1用ワイヤレス中継部	[REDACTED]	H14.8.21	○
	APR-AU1用ワイヤレス中継部	[REDACTED]	H15.11.11	○
	APR形オートバイ用無線機	[REDACTED]	H14.9.18	×
	[REDACTED]	[REDACTED]	H17.12.8	○
	[REDACTED]	[REDACTED]	H22.2.2	○
APR-HE	APR形ヘリコプタ用無線機	[REDACTED]	H14.9.18	×
	[REDACTED]	[REDACTED]	H17.12.9	○
APR-ML	APR形移動用無線機	[REDACTED]	H14.9.18	×
	[REDACTED]	[REDACTED]	H17.12.8	○
	[REDACTED]	[REDACTED]	H22.2.2	○
	[REDACTED]	[REDACTED]	H14.9.10	×
APR-WT1	APR形携帯用無線機B	[REDACTED]	H15.10.27	×
	[REDACTED]	[REDACTED]	H17.12.14	○
	[REDACTED]	[REDACTED]	H18.6.7	○
	[REDACTED]	[REDACTED]	H23.9.16	○
	[REDACTED]	[REDACTED]	H15.10.30	×
WD-1移動機	WD-1形移動無線電話装置	[REDACTED]	H15.1.6	×
WD-2携帯機	WD形携帯無線電話装置(WD-2)	[REDACTED]	H11.3.19	×
UW-101	UW-101形携帯用無線電話機	[REDACTED]	H15.1.6	×
UW-110	UW-110形携帯用無線電話機	[REDACTED]	H15.1.6	×

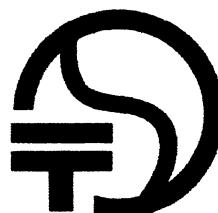
無線機器	型式又は名称	工事設計認証番号	認証年月日	新スプリアス規定
UW-201	UW-201形携帯用無線電話機	[REDACTED]	H18.7.24	○
UW-201A		[REDACTED]	H15.1.6	×
		[REDACTED]	H19.12.28	○
		[REDACTED]	H22.1.15	○
		[REDACTED]	H18.7.24	○
		[REDACTED]	H22.1.15	○
UW-205	UW-205形携帯用無線電話機	[REDACTED]	H19.9.13	○
		[REDACTED]	H15.1.6	×
UW-301		[REDACTED]	H24.12.28	○
UW-305		[REDACTED]	H25.1.23	○
SW-101	SW-101形携帯用無線電話機	[REDACTED]	H15.1.6	×
SW-201	SW-201形携帯用無線電話機	[REDACTED]	H15.1.6	×
		[REDACTED]	H18.7.24	○
TW-201	TW-201形携帯用無線電話機	[REDACTED]	H15.1.6	×
TW-301		[REDACTED]	H25.1.23	○
PSD		[REDACTED]	H23.1.21	○
PSW		[REDACTED]	H23.1.21	○
ITS (DSSS)	NW-14-A8	[REDACTED]	H27.11.18	○
テレビ連絡用	テレビ連絡用無線電話装置	[REDACTED]	H27.2.23	○
		[REDACTED]	H12.12.20	×
S形無線機		[REDACTED]	H19.1.16	○
		[REDACTED]	H21.11.18	○
		[REDACTED]	H18.3.3	○
防災相互連絡	IC-VH37MFT	001FBB1029	H22.9.15	○
	TCP-123FT	001FBA1069	H19.7.26	○
	VHF無線電話装置 IC-VH35MFT	001FBB1013	H18.6.13	○
	VHF無線電話装置 IC-VH37MFT	001FBB1022	H20.1.21	○
	VX-582VFT	001FDA1032	H20.2.12	○
	VX-582VFT	001FDA1043	H24.11.14	○
	IC-F510	001FDB1013	H23.12.21	○

(参考)「技術基準適合証明」及び「工事設計認証」について

- ✓ 「技術基準適合証明」及び「工事設計認証」は、無線機器が電波法に定める技術基準に適合していることを証明又は認証するものであり、これらの審査に合格した無線機器には、以下のマークと証明番号・認証番号が表示されている。



平成7年4月以降のマーク



平成7年3月以前のマーク

R	001-XXXXXX
R	123XXX00001
R	123XXX0000001

証明番号・認証番号の例

- ✓ 「技術基準適合証明」は、無線機器1台ごとに付与されるため、証明番号は1台ごとに異なる。一方、「工事設計認証」は設計に対して与えられるため、同一設計の無線機器には同一の認証番号が付与される。これらの番号は、上記のマークの付近に表示されるほか、合格時に発行される技術基準適合証明書又は工事設計認証書にも記載されている。
- ✓ 総務省令で定める無線機器は、「技術基準適合証明」又は「工事設計認証」を付与されることで、免許を要しない無線局として運用できる。

6 製造業者への確認結果【国費整備分】

国費整備分の製造業者への確認は、警察庁から実施するため、不明点があれば警察庁に問い合わせること。

製造業者	種別	品番	製造番号	製造年月	新スプリアス規定
パナソニック	APR形 携帯用無線機	[REDACTED] [REDACTED]	00001以降(6桁) C-000001以降(6桁)	H18.1以降 H18.10以降	○ ○
	APR形 基地局用A無線装置	[REDACTED] ※1	SB-00001以降(5桁)	H17.10以降	○
	APR形 基地局用B無線装置	[REDACTED] ※1	SB-00001以降(5桁)	H17.10以降	○
		[REDACTED] ※1			
	SW-201形 携帯用無線電話機	[REDACTED]	SC-16272又は MSC-16272以降※3	H18.12以降	○
	SW-201形 信号中継増幅部	[REDACTED] 及び [REDACTED] ※4	SB-0200以降	H20.2以降	○
	UW-201形 携帯用無線電話機	[REDACTED]	SE-00579又は MSE-00579以降 ※3	H18.2以降	○
	UW-201A形 携帯用無線電話機	[REDACTED]	SA-00001以降 ※2 SB-00001以降 ※2	H20.3以降 H22.3以降	○
	UW-205形 携帯用無線電話機	[REDACTED]	SD-00109以降	H18.11以降	○
			SE-0001又は MSE-00001以降 ※3	H22.3以降	○
	TW-201形 携帯用無線電話機	[REDACTED]	全て新スプリアス規定未対応品		×

(注)製造番号のモデルタイプは、SA→SB→SC→SD→SEと変更。

※1:xxは、電源仕様(+13.8V, +25.8V, -48V)により異なる。

※2:UW-201A [REDACTED]は、全て新スプリアス規定対応品。

※3:頭にMの頭文字が付く製造番号は都費調達部(警視庁向け)を表す。

※4:SW-201形信号中継増幅器の品番は [REDACTED]。信号中継増幅器に携帯機を内蔵してテレビ連絡用無線電話装置となる。

製造業者	種別	製造年月	新スプリアス規定
三菱電機	APR-ML, AU, HE	H17.12以降	○
	APR-1TR, 2TR	H17.12以降	○
	WIDE	全て新スプリアス規定未対応品	×
	SW	全て新スプリアス規定未対応品	×

7 新スプリアス規定への対応が不要な無線機器

航空機局用無線機器 (航空機に搭載するもの)	対応要否	備考
航空機用VHF	対応不要	無線設備規則附則(平成17年8月9日総務省令第119号。以下「附則」という。)第3条第5項に基づき、当分の間、なお従前の例(旧スプリアス規定)によることができる。
航空機用衝突防止装置(ACAS) 【TCAS含む】		
航空機用ATCトランスポンダ		
航空機用距離測定装置(DME)		
航空機用電波高度計		
航空機用気象レーダー		
航空機用救命無線機(ELT)	対応不要	附則第4条第4項10号に基づき、新スプリアス規定施行前に型式検定に合格していた器材は新スプリアス基準とみなす。
航空機用携帯無線機(PLB)		

(参考)

地上系無線機器 (地上に設置するもの)	対応要否	備考
航空用VHF	対応必要	

船舶用無線機器	対応要否	備考
船舶用VHF	備考に該当する場合は対応不要(その他は対応必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・型式検定合格機器については、平成29年11月30日までに免許を受けた無線局であれば、設置が継続する限り旧規定でも使用可。
船舶用レーダー		<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準適合証明又は工事設計認証を取得している機器については、旧規定で取得したものでも、製造業者等が新スプリアス規定への適合を確認した設備は使用可。
衛星非常用位置指示無線標識(EPIRB)	対応不要	附則第4条第4項第4号に基づき、新スプリアス規定施行前に型式検定に合格していた器材は新スプリアス基準とみなす。
捜索救助用レーダートランスポンダ(SART)	対応不要	附則第4条第4項第5号に基づき、新スプリアス規定施行前に型式検定に合格していた器材は新スプリアス基準とみなす。